

「社会教育団体体験講座支援事業」実施要綱

（目的）

- 1 この要綱は、団体及び個人が学んだことを地域社会に還元するという循環型学習社会の推進を図るため、社会教育関係団体が主体的に企画し開設する講座に対し、教育委員会が講座開設の支援・協力を行なうことにより、各団体が行なっている活動内容が町民に周知され会員拡大などの活性化を図ることを目的とする。

（支援対象団体）

- 2 社会教育団体体験講座支援事業（以下、団体体験講座）の対象は、社会教育関係団体とする。

（支援対象講座）

- 3 団体体験講座の対象は、一般町民を対象に社会教育関係団体が主体的に企画し開設する講座とし、その効果が広く町民に及ぶことが期待できる講座とする。ただし、他の補助・助成制度を利用できる講座及び政治・宗教・営利を目的にした講座は対象外とする。

（支援内容）

- 4 団体体験講座に対する支援内容については、次のとおり行なうこととする。

（１）広報しみず等での周知

（２）清水町公民館及び清水町文化会館使用料の免除

（支援事業の申し込み）

- 5 団体体験講座を実施する団体は、別紙１「社会教育団体体験講座申込書」を教育長に提出するものとする。

（利用の制限）

- 6 団体体験講座の利用は、１団体につき年度内２講座までとし、１講座は３カ月以内、１０回までとする。

（事業の報告）

- 7 団体体験講座を実施した団体が講座を終了したときは、速やかに別紙２「社会教育団体体験講座報告書」を教育長に提出するものとする。

（補則）

この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１３年８月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年３月１日から施行する。